

資料2

26.10.17 第107回市町村職員を
対象とするセミナー

生活困窮者自立支援事業の 施行準備の取組について



©浜松市

浜松市の取組を
説明するのじゃ。

出世大名 **家康**くん

静岡県浜松市 健康福祉部 福祉総務課
生活保護グループ

☆浜松市の概要☆

浜松市は、首都圏と関西圏のほぼ中間に位置し、都市機能や先端技術産業が集積する都市部、都市近郊型農業が盛んな平野部、豊富な水産資源に恵まれた沿岸部、広大な森林資源を擁する中山間地域があり、まさに国土縮図型都市です。

江戸時代から続く綿織物と製材業をルーツとした地場産業が盛んで、繊維楽器、輸送用機器の三大産業を中心とし、近年では産学官の連携を積極的に展開し、次世代自動車、光・電子技術関連等の高度な技術の集積が進みつつあります。

●統計情報

面積：1,558.04m²

※岐阜県高山市に次いで全国2位！！

人口：810,642人

男性：403,298人

女性：407,344人

世帯：324,478世帯

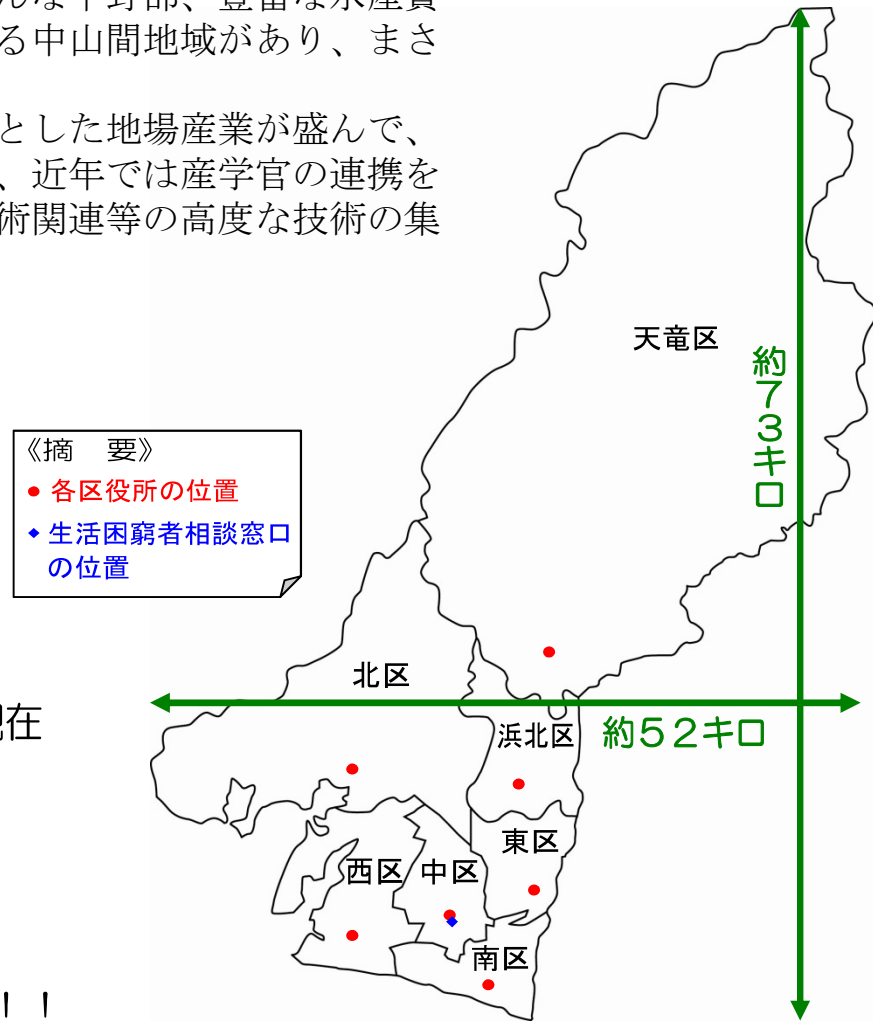
※H26.10.1現在

被保護世帯：5,666世帯

被保護人員：7,565人

保護率：0.953%

※全国の政令市の中では一番低い保護率！！



1. 生活困窮者自立支援事業の検討段階における論点の整理

新規事業である生活困窮者自立支援事業のモデル実施を検討するにあたり、まずは事業の方向性を左右する論点を1つずつ整理していく必要があった。

①実施事業メニューの選定

◆事業メニュー◆		◆検討の内容◆	◆結果◆
自立相談支援事業	必須	必須事業なので・・・	実施！
住宅確保給付金	必須	必須事業なので・・・	実施！
就労準備支援事業	任意	出口の確保が必要なので	実施！
家計相談支援事業	任意	ニーズ調査が必要なので	実施！
一時生活支援事業	任意	ホームレス事業で実施	実施なし
その他(学習支援事業)	任意	生保事業で実施	実施なし

◆任意事業の実施に関する必要性の検討（地域において必要な理由）

- ・ 就労支援は地域内に既存の公的施策やインフォーマルな社会資源がないか？
- ・ 家計相談は地域内で専門的ニーズがあるか？（自立相談支援で十分対応可能？）

◆補助率と実施効果のバランス、他事業での補完の可能性の検討

- ・ 従来10/10補助のホームレス事業を2/3補助の一時生活支援へ？（必要なホームレス数か）
- ・ 学習支援事業は他事業で補完できる？（文科省補助の学習教室・ひとり親の学習支援）

②事業規模（窓口設置数や人員数等）の検討

●対象者の想定

対象者の想定が非常に難しい。類推できる指標を探してその数値を使って必要な事業規模を想定する。

【例】住民税非課税者（20万人弱）、福祉票（約3,500世帯）、歳末たすけあい（約1,200世帯）

●窓口の設置箇所数の検討

- ・対象者の想定により把握した各地域ごとの分布状況から必要な窓口数を検討。
- ・アウトリーチによる距離的負担を考慮した窓口の配置場所を検討。

●配置する職員数の検討

- ・対象者数から必要な職員数を検討。PS事業では職員1人につき30～50人程度。
- ・他都市のモデル実施状況を確認し、毎月の相談者数・支援者数を想定する。

※当市のモデル期間中の支援対象者は少ない（月10件程度）と想定。

※上記の想定により窓口1箇所・人員4人とし、モデル実施により妥当性を検証。

③事業の実施手法の検討

●直営実施と委託実施の選択

- ・直営か、委託かの選択肢（7割を超える自治体が委託実施の現状）
- ・委託の場合、直営実施すべき事務の線引き（住宅支援給付の支給事務等）
- ・委託の場合、事業毎の委託か一括委託かの選択肢（契約事務の負担）
- ・委託の場合、委託先の想定はあるか（事前の受託見込みの確認）
- ・委託の場合、業者選定の手法をどうするか（プロポーザル・一者特命）

※住宅支援給付のみ直営で残し、他の事業は全て一括して委託することに

※業者選定については、職員配置や支援手法等をプロポーザルで受け付けることに

④既存事業とのすりあわせ

●生活保護とのすりあわせ

- ・生活保護関係職員への事業周知と生活保護相談窓口との連携方法の確立
- ・生活保護の就労支援事業と困窮者の就労準備支援事業との連携もしくは差別化
- ・生活保護の高校進学支援事業の生活困窮者支援事業への移行の可能性

●ホームレス自立支援事業とのすりあわせ

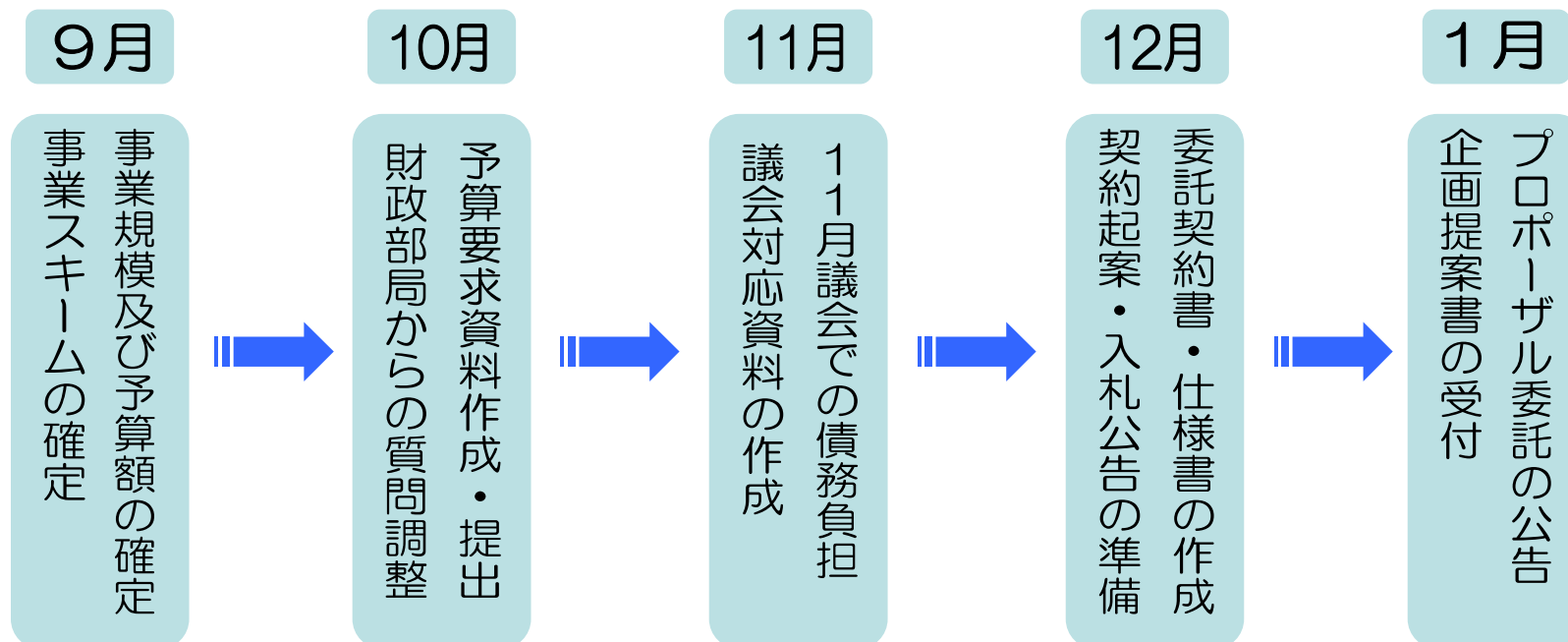
- ・ホームレス巡回相談事業の自立相談支援事業への移行の可能性
- ・ホームレス緊急一時保護事業の一時生活支援事業への移行の可能性

2. 予算要求からプロポーザル委託の実施まで

①見積提出依頼

- ア. 論点を整理した上である程度の事業規模を設定する。
- イ. 設定した事業規模を伝え、見積提出を依頼する（関係先数社）
- ウ. 数社の見積金額から各項目の平均単価を設定して事業予算を積算する

②予算要求からプロポーザル委託へのスケジュール



③事業の概要とスキームについて（関係機関への周知資料として使用）

●事業の概要

・事業の目的、主旨

生活困窮者自立促進支援モデル事業を実施するにあたり、浜松市からの事業委託の受託者（社会福祉法人 聖隷福祉事業団）が、生活にお困りの方々からの相談に応じる新たな相談窓口を開設し、課題解決に向けた寄り添い支援を行う。

・事業の内容

浜松市内に在住する生活にお困りの方の、経済的な問題・精神的な問題・家庭の問題・健康上の問題などの総合的な相談を中区に開設する相談窓口（1ヶ所）にて受付け、関係窓口への相談支援や就労支援などの必要な支援を寄り添い型で行う。

（1）相談窓口の名称

浜松市生活自立相談支援センター「つながり」（中区元城町218-26 聖隷ビル2階）

（2）相談時間

毎週月曜～金曜日 9：00～17：30（H26.4.1～H27.3.31） ※祝・休日、年末年始を除く

（3）連絡先

TEL：053-546-0500 FAX：053-546-0600

（4）相談支援の内容

①自立相談支援事業

生活にお困りの方からの様々な相談に応じて適切な関係窓口へつなぐとともに、複合的な課題を抱える方については、その課題に応じた支援計画を策定して、各関係機関への相談支援のほか、以下の就労準備支援や家計相談支援をおこなう。

②就労準備支援事業

就労に向けた課題を多く抱える方に対して、健康・生活管理の意識向上や社会参加能力の習得、継続的な就労経験の場を提供するといった就労活動に向けた準備支援をおこなう。

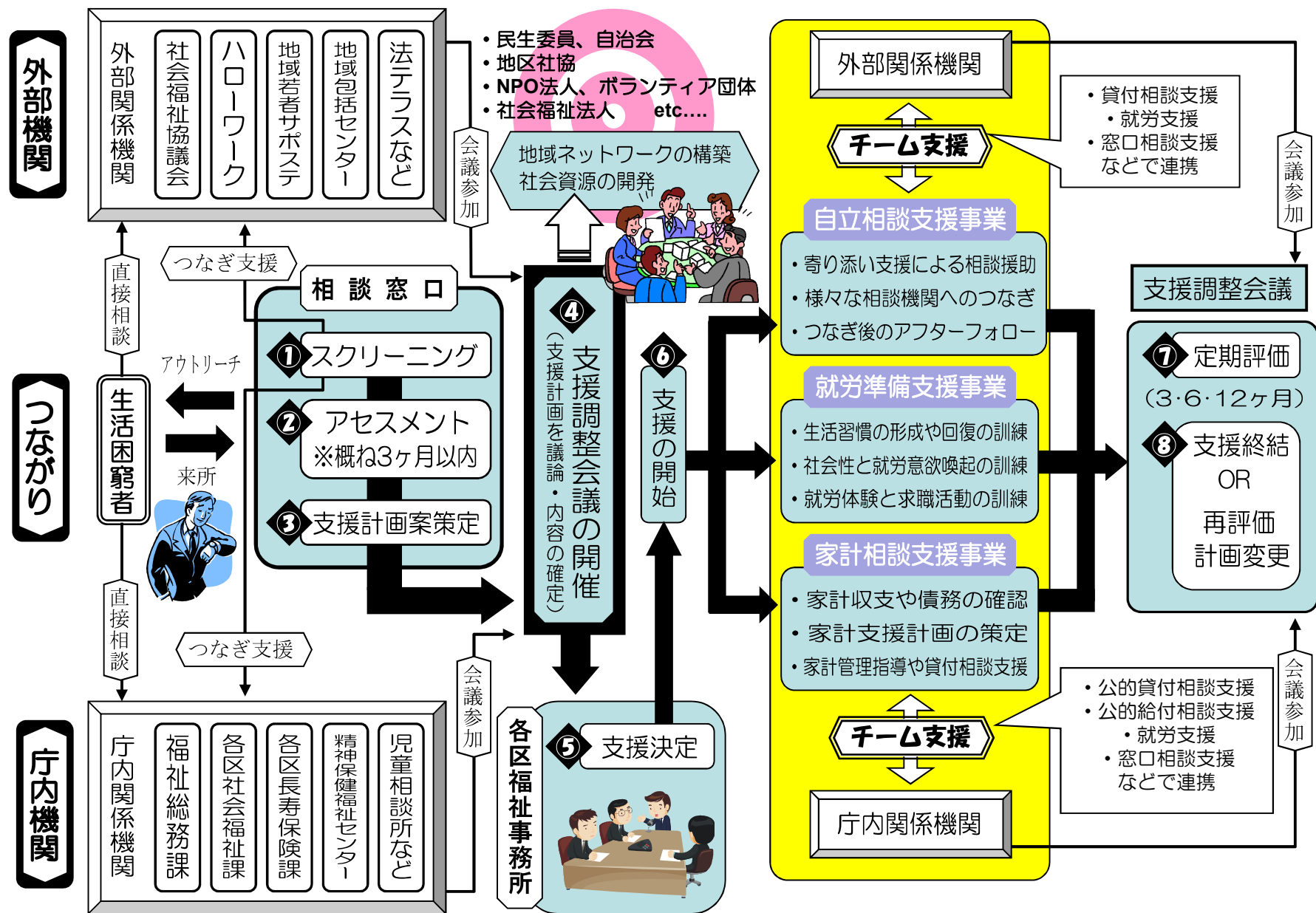
③家計相談支援事業

多重債務を抱えている方や金銭管理に不安を抱える方に対して、債務整理支援や家計管理の指導、貸付機関等への相談支援をおこなう。

（5）相談支援対象者

浜松市内在住で、経済的な問題や精神的な不安など生活に何らかの課題を抱えている方

●事業スキーム



3. 事業の周知

①マスコミによる周知

②福祉事務所への事業周知

- 各区福祉事務所長への事業周知
H26. 2. 6：浜松市福祉事務所長会議にて事業説明
- 各区生活保護所管課長への事業周知
H25. 12. 24：社会福祉区役所・本庁連絡会議にて事業説明
H26. 5. 2：社会福祉区役所・本庁連絡会議にて再度、事業説明
- 各区査察指導員への事業周知
H25. 10. 30：第6回生活保護査察指導員会議にて事業説明
H26. 4. 11：第1回生活保護査察指導員会議にて事業説明
- 各区関係職員への事業周知
H26. 3. 18：生活保護関係職員研修会にて事業説明

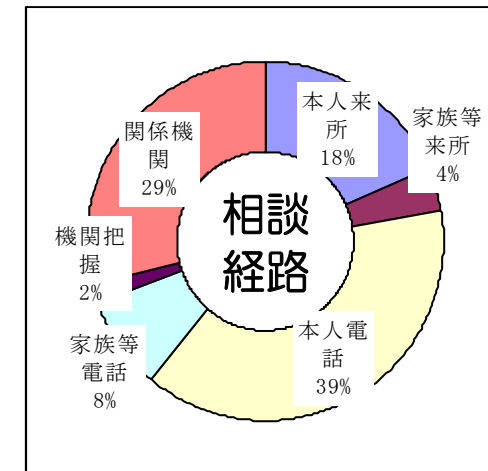
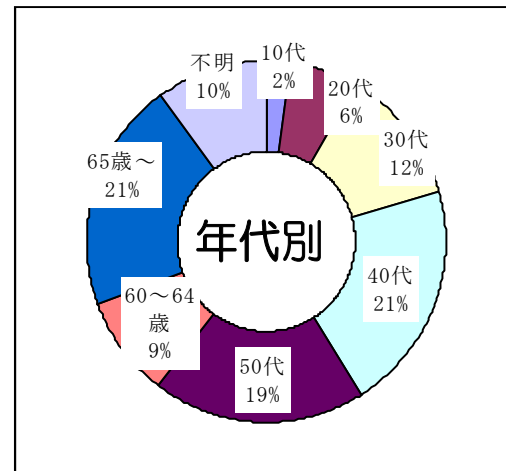
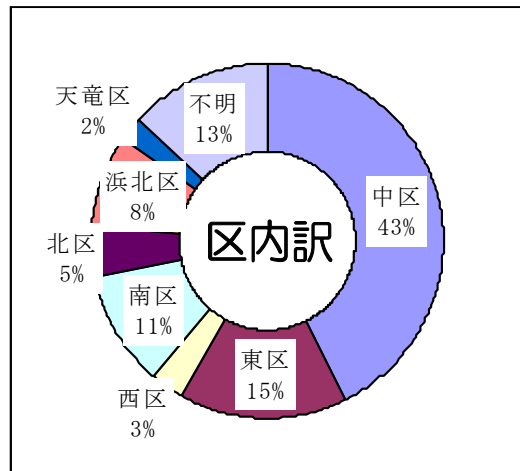
③関係機関への事業周知

地域若者サポステ	浜松ハローワーク	地域包括支援C	障害者相談支援事業所	児童相談所
民生委員協議会	労働者福祉協議会	静岡保護観察所	県司法書士会浜松支部	健康医療課
パソナカルデアセンター	法テラス浜松	社会福祉協議会	精神保健福祉C	健康増進課
特別支援学校	子育て支援課	浜松市教育委員会	青少年育成C	などなど

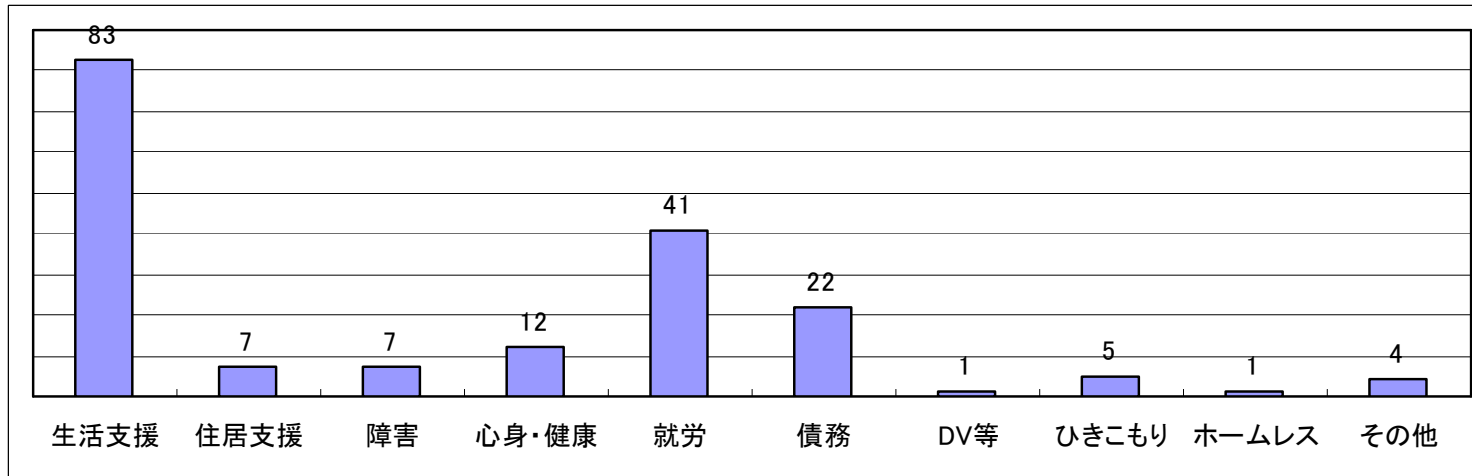
4. 相談支援の状況（H26.4.1～H26.8.31）

①新規相談受付の状況

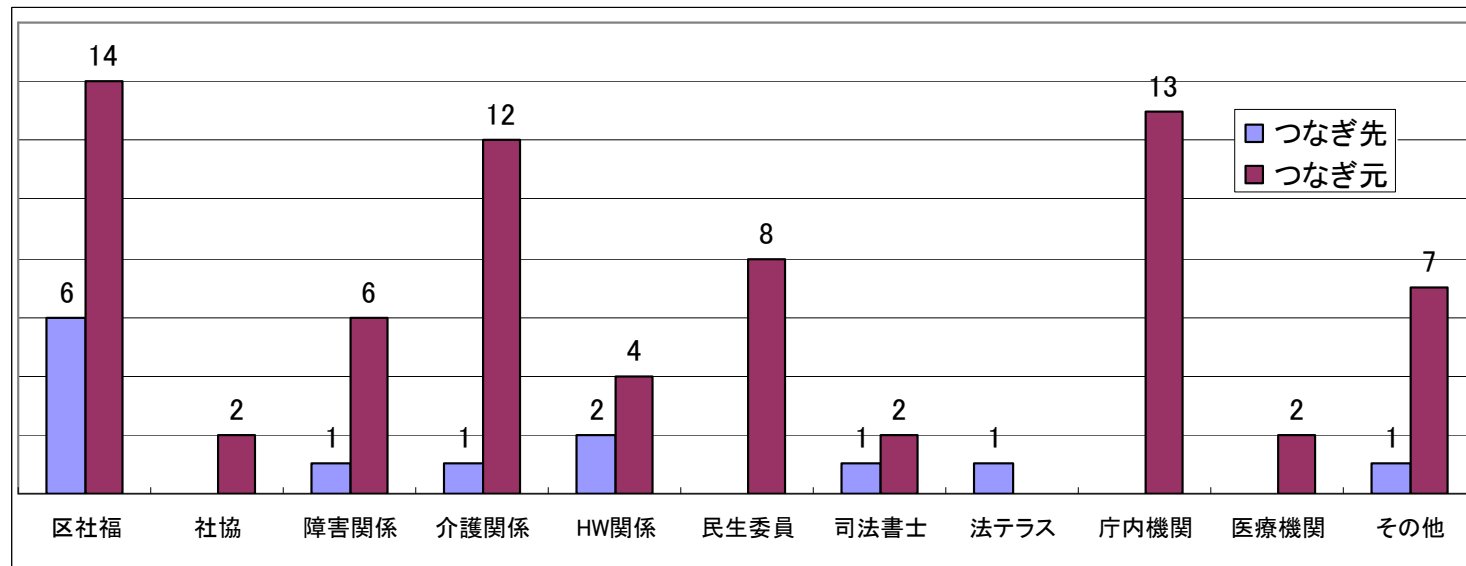
項目	中区	東区	西区	南区	北区	浜北区	天竜区	不明	合計
新規相談	56	20	4	14	6	11	3	17	131
男性	32	9	2	7	5	7	2	14	78
女性	24	11	2	7	1	4	1	2	52
不明	0	0	0	0	0	0	0	1	1
スクリーニング件数	32	9	3	9	4	7	2	6	72
スクリーニング率	57.1%	45.0%	75.0%	64.3%	66.7%	63.6%	66.7%	35.3%	55.0%
来所	15	5	1	4	3	0	0	1	29
電話	26	8	2	7	1	8	1	9	62
関係機関	13	7	1	3	2	3	2	7	38



②相談内容の状況について



③関係機関との連携について



④自立支援の状況について（8月末までの状況）

●支援調整会議の開催状況

計4回開催（構成員：つながり・福祉事務所・市本庁＋支援計画関係先）

●支援計画の策定状況

計10ケース（男性4・女性6、30代3・40代1・50代4・60代1・70代1、単身2・複数8）

●支援開始決定の状況

計4ケース（支援開始4、支援決定待ち5、支援中断1）

⑤総括（状況分析と今後の課題）

- ・5人工の職員体制で月平均30件弱の新規相談に対応するのが限度に近いという実感
- ・相談窓口の運営と地域ネットワークや中間的就労の開拓等を同時に進めることが課題
- ・対象者の把握については生保窓口・民生委員・地域包括が重要な役割を果たす
- ・相談を支援（支援計画の策定）へ繋げていくスキームや体系づくりが今後の課題
- ・現状では困窮者の生活基盤の安定には生保との連携が不可欠となる
- ・生保に繋がった後の自立支援の連携や生保脱却後の就労定着における連携が課題
- ・就職困難者の就労先の確保だけでなく60歳以上の高齢者の就労先の確保も必要
- ・就労による解決だけでない多様な課題解決が必要となる本事業の評価手法の確立